

ヘモグロビンA1c の測定値と表記方法の取り扱いについて<Q&A>

<Q.> 総合健診における HbA1c の受診者への説明について

6) 健診受診者への周知、7) 保険者への周知、に「成績通知書の脚注やパンフレットで受診者に伝える」とあるが、必ず実施しなければならないのか？

受診者には、HbA1c の JDS と NGSP の説明からしないといけない上、平成 24 年度は変更もないことから、受診者にとっては混乱も予想されるが、やはり周知の実施は必須か？

<A.>

受診者の多くは糖尿病の心配がなく HbA1c 値への感心も高くないと思われませんが、診断基準などは平成 24 年 4 月から NGSP 値に切り替わりますから、糖尿病の心配がある方や既に糖尿病の診断を受けて経過観察または治療中の受診者にとって、JDS 値と NGSP 値の差は重要な意味を持ちます。

- ① 健診の成績通知書を見て、記載されている HbA1c が JDS であることが確認出来ること。
- ② 受診者に対して、健診の HbA1c 値は JDS 値であり、4 月から診療施設で使い始めた NGSP 値とは異なり、値が 0.4 低く示されていることを説明すること。

最低限、これら二つの条件を満たせば健診施設としての責務は果たしたことになると考えられます。これら以外のことは円滑な医療を行うためのサービスとして施設の判断で行ってください。

健診の成績が平成 24 年度は JDS 値を使い続けることについて、健診の受診者のみならず全ての診療機関に周知徹底しているとは考えられないことを踏まえ、健診施設においては、HbA1c 値が重要な意味を持つ立場の受診者に不利益が生じないように、①受診者、②かかりつけ医、③保険者に対して十分にご配慮ください。以下に HbA1c の検査項目名表示方法別に具体的な対応すべき事項を例示しますので参考にしてください。

A. 検査項目名を「HbA1c」としたまま JDS 値を表示する場合

1) 受診者への説明

- ①健診報告書内に脚注などを利用して、HbA1c は JDS 値である事を明記する。(必須)
- ②パンフレットなどにより、健診では HbA1c の結果が JDS で示されており、診療施設の NGSP より 0.4 低いことを説明する。(糖尿病の診療に際して、受診者が混同しないために必要。)(必須)

2) かかりつけ医への説明

- ①健診報告書内に脚注などを利用して、HbA1c は JDS 値である事を明記する。(必須)
- ②パンフレットなどにより、健診では HbA1c の結果が JDS で示されており、診療施設の NGSP より 0.4

低いことを説明する。(糖尿病の診療に際して、医師が混同しないために必要。)

3) 保険者への説明

①健診報告書内に脚注などを利用して、HbA1c は JDS 値である事を明記する。(必須)

②当該健診機関が HbA1c の結果を JDS 値で報告している旨を当該保険者へ通知する。

B. 検査項目名を「HbA1c (JDS)」とする場合

1) 受診者への説明

①健診報告書内に脚注などを利用して、HbA1c は JDS 値である事を明記する。

②パンフレットなどにより、健診では HbA1c の結果が JDS で示されており、診療施設の NGSP より 0.4 低いことを説明する。(糖尿病の診療に際して、受診者が混同しないために必要。)(必須)

2) かかりつけ医への説明

①健診報告書内に脚注などを利用して、HbA1c は JDS 値である事を明記する。

②パンフレットなどにより、健診では HbA1c の結果が JDS で示されており、診療施設の NGSP より 0.4 低いことを説明する。(糖尿病の診療に際して、医師が混同しないために必要。)

3) 保険者への説明

①健診報告書内に脚注などを利用して、HbA1c は JDS 値である事を明記する。